

# 地域福祉活動 ガイドブック

## はじめに

---

社会福祉法人新見市社会福祉協議会（以下、「新見市社協」という）は、「にこにこ いきいき みんなでつくろう やさしいまち」をスローガンに、新見市における地域福祉活動を推進するために活動しています。

このガイドブックは、地域福祉活動を始めようとしている方や、地域福祉活動をする中で困ったり悩んだりしている方の悩みや疑問に答え、より豊かな活動が各地域で展開されることを目的として作成しました。

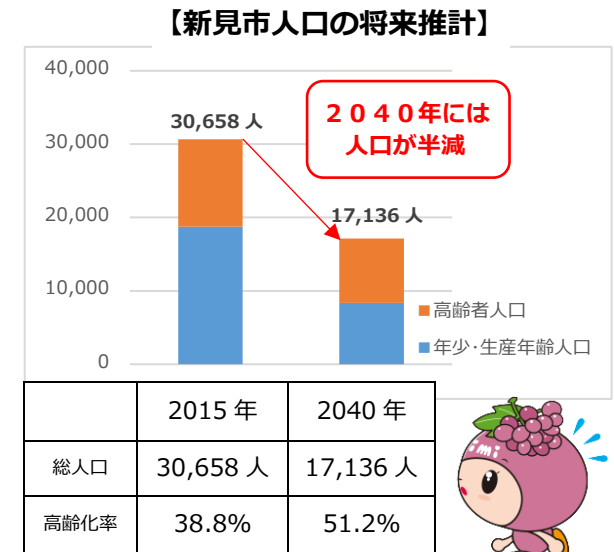
本論はQ & Aで構成されていますので、興味のある所から読んでいただいてもかまいません。このガイドブックを参考にしながら、その地域にあった地域福祉活動を一つでも多く見つけていただき、住民一人ひとりのつながりあいや支え合いを深めながら、誰もが住みよいまちづくりに向けた活動がより充実していくことを願っています。

## 目 次

Q 1	なぜ今、地域福祉活動が必要なの？ . . . . .	P 1
Q 2	新しい組織を作らないといけないの？ . . . . .	P 2
Q 3	地域にいろいろな団体があり、 同じような活動をそれぞれがやっているのだけど…？ . . .	P 3
Q 4 - 1	地区社協って何？ . . . . .	P 5
- 2	小地域ケア会議って何？ どんなことをするの？ . . . . .	P 6
- 3	福祉委員は何をすればいいの？ 福祉連絡会とは？ . . . . .	P 7
- 4	地区社協・小地域ケア会議・福祉連絡会の違いは？ . . . . .	P 7
Q 5	何から始めればいいのか？ . . . . .	P 8
Q 6	市内ではどんな活動が行われているの？ . . . . .	P 9
Q 7	活動するために助成金はあるの？ . . . . .	P 13
Q 8	活動をするうえで個人情報はどうのように取扱えばいいのか？	P 14
	地区社会福祉協議会モデル規約 . . . . .	P 15
	用語解説 . . . . .	P 18

# 1. なぜ今、地域福祉活動が必要なの？

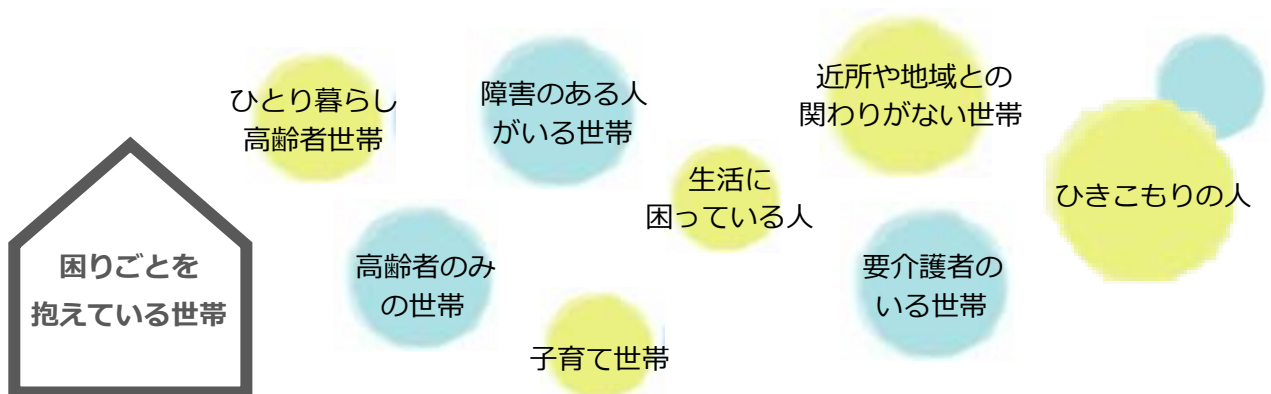
現在、全国的に「過疎化」や「人口減少」「少子高齢化」が進み、私たちの生活に深刻な影響を及ぼしています。暮らしの変化や家族構成の多様化により、かつてあった地域のつながりや支え合いのしくみは薄れ、困った時にSOSが出しにくい、頼る人がいない…といった「孤立」「経済的困窮」や、地域を支える人材が足りなくなる「担い手不足」など、地域で生じている困りごとは年々複雑さを増しています。このままでは地域全体が衰退し、住み慣れた地域で安心して住み続けることが難しくなることも考えられます。



※国立社会保障・人口問題研究所推計



人口が減少しても、誰もが安心して暮らすことができる地域をつくるために、地域住民や社協、行政などが互いに協力し合い、地域の福祉課題を解決していく必要があります。このことを「地域福祉」といい、「地域福祉」を進めるために取り組む活動のことを「地域福祉活動」といいます。地域福祉活動を進めていくには、困りごとがあり誰かの助けを求めている人もそうでない人も、同じ地域住民のひとりとして認めあい、誰もが自分らしく共に生きることができるよう、みんなで協力し合う「ノーマライゼーション」の心を持っておくことが大切です。



また、これからの「地域福祉活動」には、年齢や性別に限らず、地域住民一人ひとりが主役となって参加していくことが大切です。自分たちの暮らす地域の困りごとに気づき、解決へとつなぐには、その地域の住民自身にしかできないことがたくさんあるためです。自分たちが支えてきた「地域」は、いつか自分自身を支えてくれる「地域」になります。その「地域」を豊かなものにし続けていくためにも、みんなで集い考えながら「地域福祉活動」に取り組んでいきましょう。

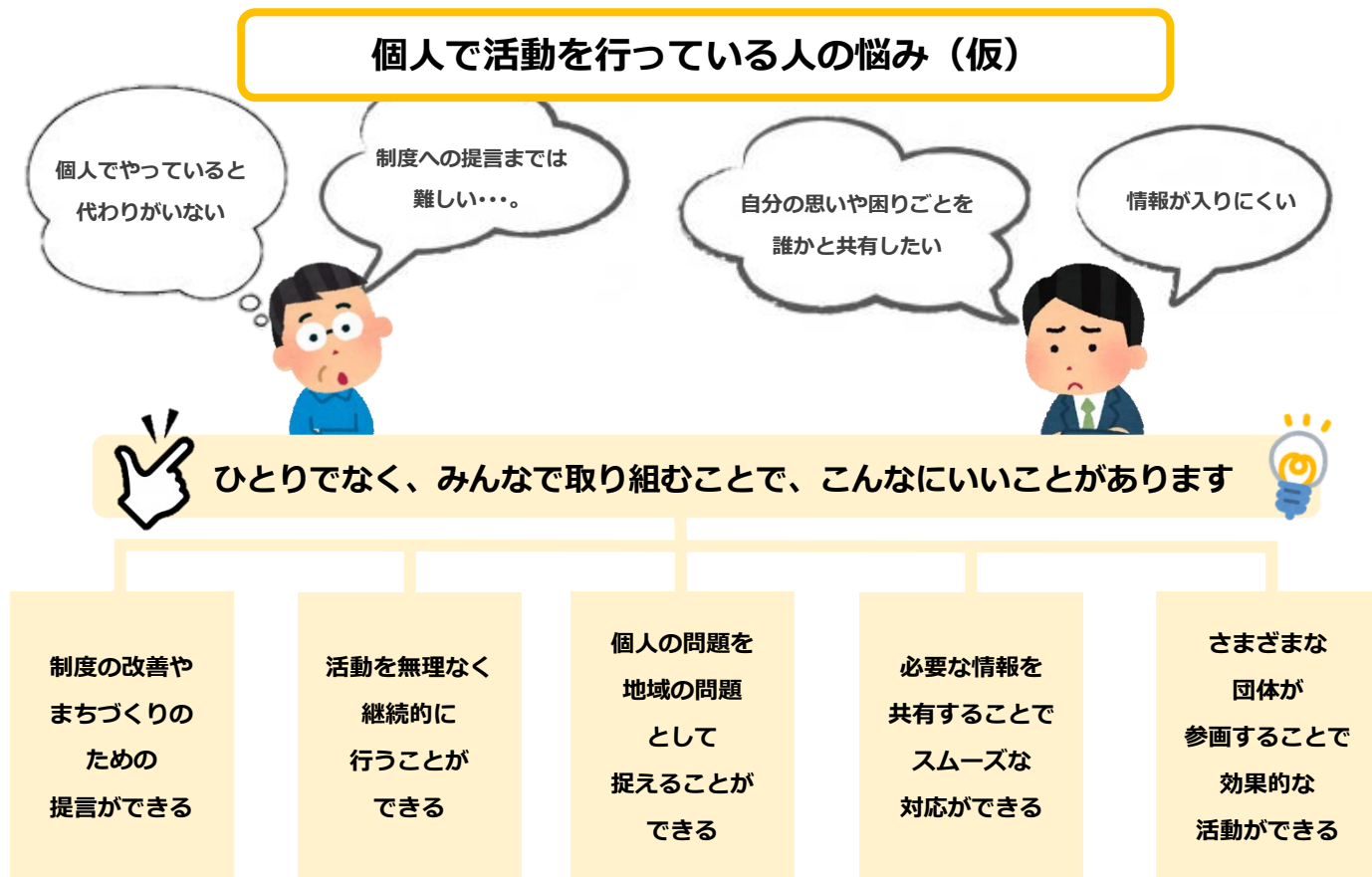
## 2. 新しい組織を作らないといけないの？

1で紹介した「地域福祉活動」には様々なものがありますが、これらの活動はなかなか一人の力だけでできるものではありません。また、地域で気づいた困りごと（課題）は、自分以外の誰かも同じように困っていたり課題だと感じていることも少なくありません。

そのため、充実した「地域福祉活動」を行うためには、地域住民が集って話し合いや取組ができるよう、地域組織を作ることや、すでにその地域で活動している各種団体（地域振興会や婦人会など）や関係機関が集い、話し合うことが必要です。話し合いにより、地域住民がどんな困りごと（課題）を感じているかを取りまとめることや、その解決方法を共に考え、取組を進めていくことができます。

地域によっては、すでに地域の福祉向上に取り組んでいる団体や組織、組織の部会などで活動しているところもあります。まずは自分の地域にどのような組織や団体が存在し、どんなネットワークが形成されているかを知りましょう。すでに活動をしている組織等がある地域については、その組織を活用したり、複数の団体や組織がある場合は、それぞれに声をかけて一つの集まりを持ち活動することもできます。一から新しい組織や役を作らなくても、工夫することで少ない負担で活動できたという地区もあります。（参考：Q3）

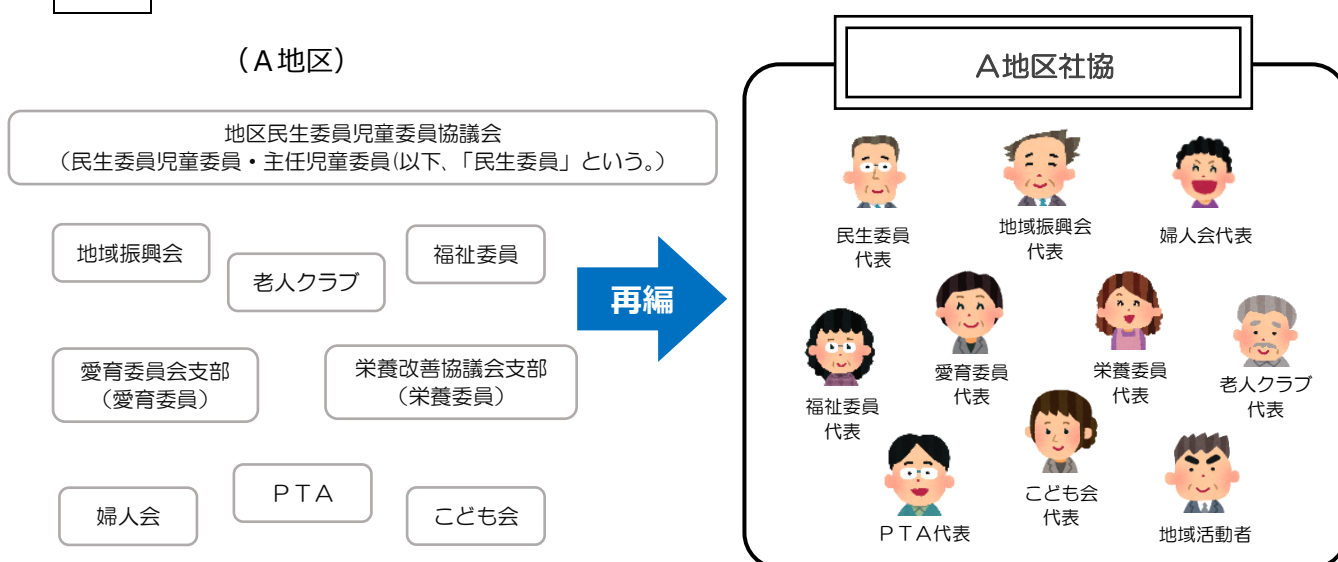
また、新見市社協では、福祉に関する困りごとや課題の解決に向けた活動組織の一つとして、各地区における「地区社会福祉協議会」（以下、「地区社協」という。）の設置を推進しています。（参考：Q4）



### 3. 地域にいろいろな団体があり、同じような活動をそれぞれがやっているんだけど・・・？

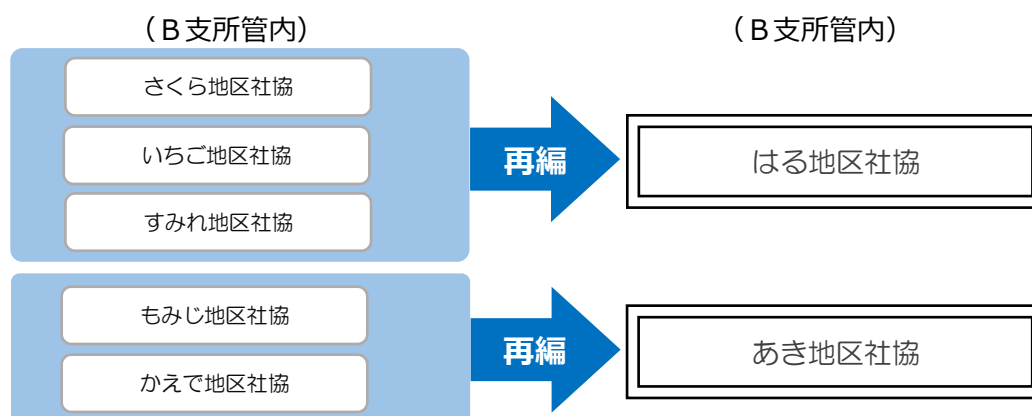
Q2で紹介したように、地域によっては地域振興会や婦人会、ボランティアの会など、すでに地域福祉活動に取り組んでいる団体がある場合があります。同じ地域に同じような目的や役割を持つ団体がいくつもあると、その分だけ地域住民が担う役も増えることとなり、「担い手不足」や役への負担感が増してしまいます。また、地域住民一人ひとりにもっと地域福祉活動に興味を持ってもらい、一緒に活動できる仲間を増やせるよう、活動団体やその窓口を地域で一本化するなど、分かりやすいものにしておくことも大切です。まずは自分の地域にどのような組織や団体があり、どのような活動に取り組んでいるのかを知った上で、これから示す例を参考にしながら、自分の地域の状況に合う、地域福祉活動に取り組むベースとなる組織を組み立てられるよう考えていきましょう。

#### 例1 地域内の団体を一つの団体に再編し、各種団体の代表者を中心に構成



※この方法で再編した地区：思誠地区社協、上市地区社協

#### 例2 地区ごとにあった地区社協が、生活圏の近い地区が一緒になり地区社協を再編



※この方法で再編した地区：哲西地区の地区社協(11地区社協→4地区社協)

**例 3**

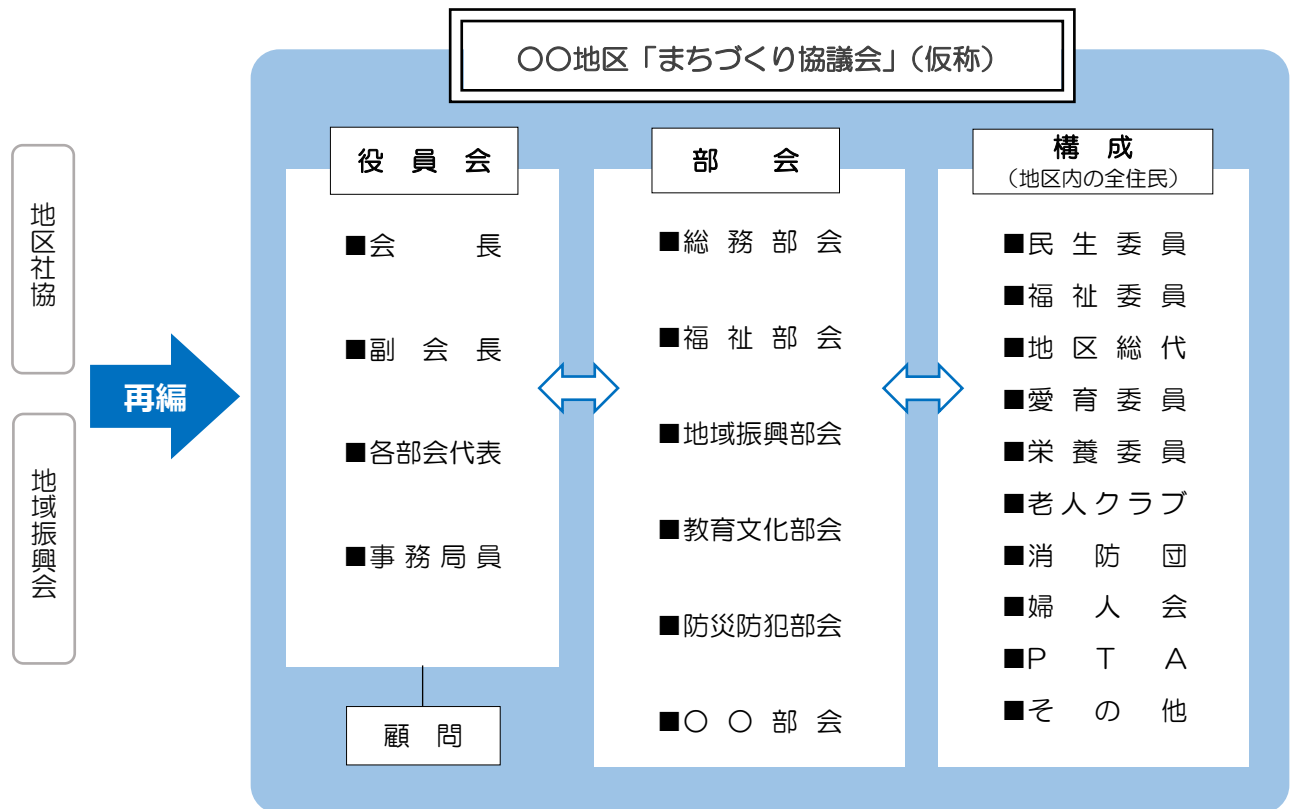
地区で活動している団体が小地域ケア会議の場で話し合い、課題解決のため連携



※この方法で活動を充実している地区：豊永、草間、正田、唐松、井倉、神郷地区

**例 4**

地区社協とまちづくり推進団体が統合し、部会を設けて活動の強化



※この方法で活動を強化している地区：大佐地区（5地区）・哲多地区（6地区）

## 4-1. 地区社協って何？

「地区社協」とは、地域の住民が中心となって組織された地域福祉活動の実践団体のことです。「誰もが安心して共に暮らせる福祉のまちづくり」を目指し、地域の住民同士が、自分たちの生活する地域の福祉課題や困りごとを自分たち自身の問題として受け止め、課題の解決に向けた話し合いや取組を重ねています。地元住民が主体となるため、新見市社協は情報提供や活動への助言など、地区社協の運営に関する様々な支援を行います。

### 地域団体の組織化のメリット

#### 安心・信頼

地域で協議をして設立した社協等と連携を図る組織であるため、組織基盤が安定している

#### 目的の共有

定期的に話し合う場を設けることで、目標や目的を明らかにし、見通しよく地域福祉活動を進めることができる

#### 住民の関心

明確な目標や取組があることで、地域住民に地域福祉活動に参加してもらう機会をつくり、地域福祉への関心を高めることができる

#### 連 携

地域にある様々な団体とつながりを持ちながら、地域福祉活動に取り組むことができる

#### 専門職からの支援

行政や専門機関との連携が図りやすくなり、活動への様々なサポートを受けることができる



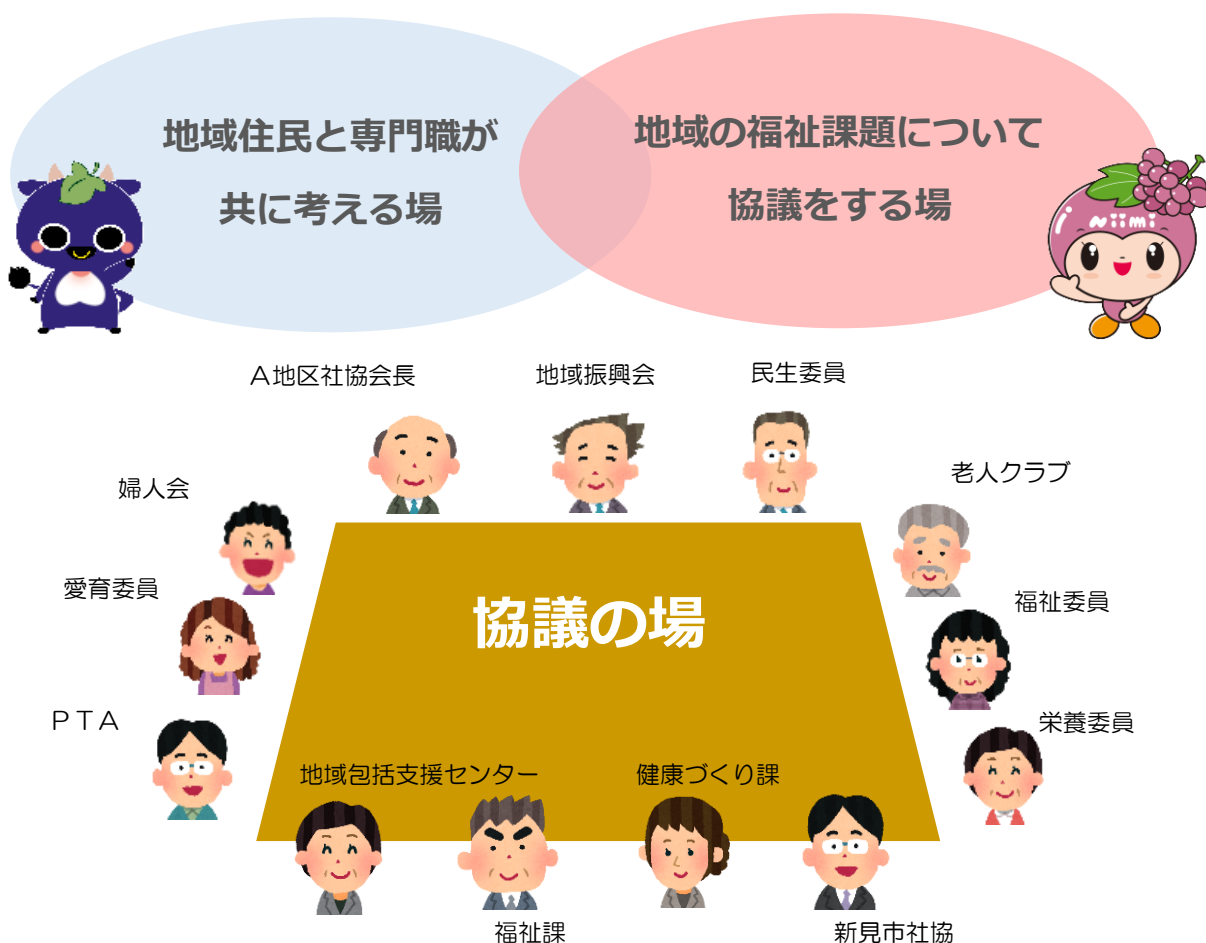
## 4-2. 小地域ケア会議って何？どんなことをするの？

小地域ケア会議とは、①地域住民と専門職が共に考える、②地域の福祉課題について協議をする場のことです。

地域で暮らす一人ひとりの困りごとを地域の課題としてとらえ、その情報を共有し、互いに安心して暮らしていくための仕組みや活動について話し合い、解決に向けた取組方法等を考えます。

参加者は、**地域住民の代表**（振興会、地域で活動する様々な団体の代表者など）や、**地域で福祉活動に取り組んでいる人**（民生委員などの福祉関係者）や**行政**（地域包括支援センター、健康づくり課、福祉課の地区担当職員など）、新見市**社協**の地区担当職員などです。各地区にある組織や団体の様子、その取組、困りごとの違いなどにより、参加者の顔ぶれや会議で話し合われる内容、会議の回数などは地区ごとにそれぞれ異なっています。

### A地区小地域ケア会議のようす（例）



### 4-3. 福祉委員は何をすればいいの？福祉連絡会とは？

福祉委員とは、自分たちの住んでいる地域において、見守り活動や声かけを行いながら、身近な福祉課題（困りごと）についていち早く気づき、地区の民生委員・主任児童委員や社協などに知らせていただく役割を持っています。地域の【アンテナ役】ともいえます。

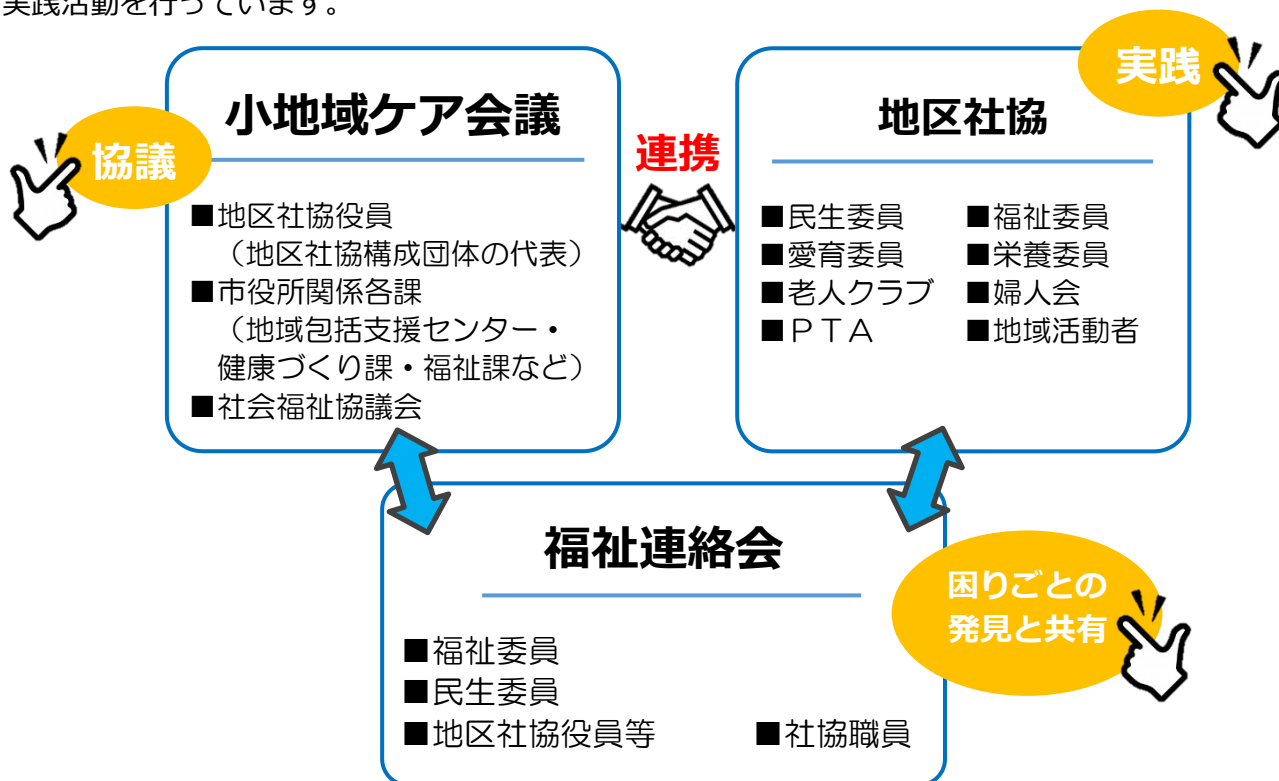
また、福祉連絡会とは、地域の福祉委員や民生委員などと社協の地区担当職員が集まり、地域で気づいた困りごとや実際に困っておられる方などについての情報交換を行う場です。

#### A地区福祉連絡会のようす（例）



### 4-4. 地区社協・小地域ケア会議・福祉連絡会の違いは？

福祉連絡会などでつかんだ住民の困りごと（地域課題）を解決していくために、小地域ケア会議で協議を行います。その協議を元に、地区社協等の地域活動団体が中心となり、課題解決に向けた実践活動を行っています。



## 5. 何から始めればいいのか？

どのような地域福祉活動を進めるか、どの活動から始めるかを決めるには、その**地域に暮らす住民の声を**知ることが大切です。地域住民がどのような事で困っているのか、どんな活動内容があればいいと感じているのか、また、困っている原因はどこにあるのかを十分聴き、共に考えることで、住民の目線に立った、よりよい活動につなげることができます。



### まずは二一ズ把握

#### 1 福祉連絡会で出た意見を参考にする

Q4で紹介した、福祉連絡会の場で福祉委員から出た意見を取りまとめてみることも、地域の実態を知る良い機会になります。

#### 2 会議の場を持ち、話し合う

Q4で紹介した、小地域ケア会議の場や地区社協の役員会などで、出席者が聞いてきた地区住民の声や、出席者自身が日頃感じている地域の困りごとを集めることで、地域住民の声を知ることができます。

#### 3 アンケート調査を実施する

より細かく地域住民の暮らしや困りごとを知る方法として用いられています。調査の結果から、地域でどのような取組が必要とされているかを知り、活動の優先順位をつけたり、自分たちの取組の根拠を持ち、活動することができるようになります。

上記の 1 2 3 の機会を持ち、地域住民の声を聞くことができれば、次は、**どんな活動をどう取組むか**考えてみましょう。地区全体で、地域福祉活動を進めていくためには、協議の場を持つことはもちろんですが、その活動に計画を立てておくことが有効です。

#### — 小地域福祉活動計画について —

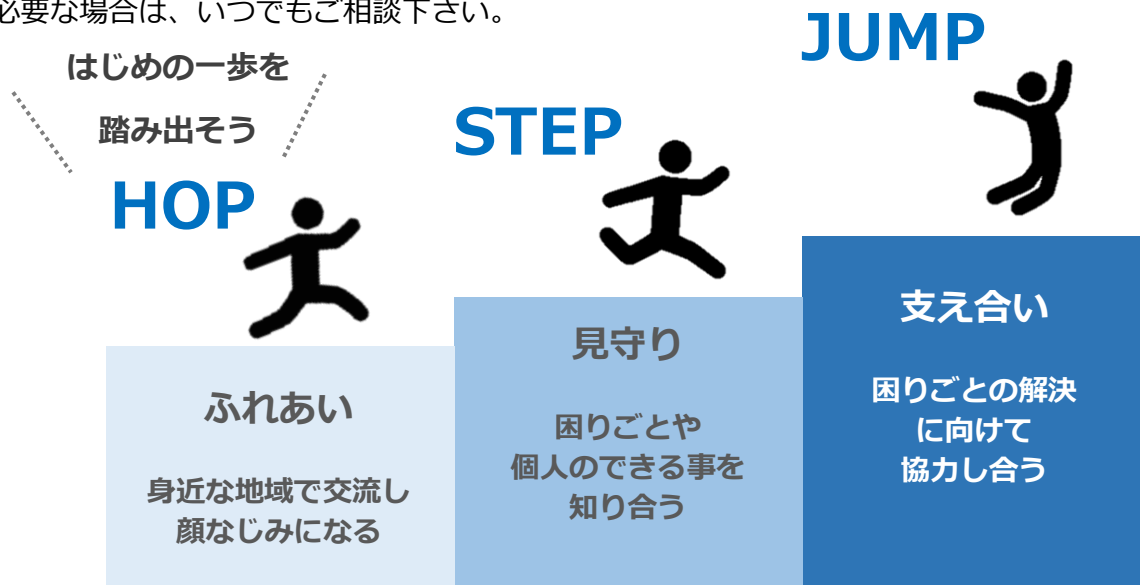
地区で把握した困りごとや課題から、その地区でどのような活動をいつ実施するかを定めた「地域福祉についての住民の活動計画」のことです。地域課題の共有と、中長期的な見通しを持った取組ができるようになります。

上市地区で  
実施しています。



## 6. 市内ではどんな活動が行われているの？

地域住民の声を十分聞くことができ、必要な活動が見えてきたら、いよいよ、実際に地域福祉活動に取り組んでいきましょう。ここでは、新見市内で行われている様々な地域福祉活動をご紹介します。地域福祉活動は、ふれあい・見守り・支えあいの3ステップを意識して進めていくことをオススメしています。すでに地域福祉活動を実施している地区の状況などの、情報提供やアドバイスが必要な場合は、いつでもご相談下さい。



地域の高齢者を中心とした集いの場を作りたい  
ご近所同士で気軽に集える場を作りたい



### 定期的な集いの場（ふれあいいきいきサロン）

ふれあいいきいきサロン等の集いの場は、地域にお住まいの住民が気軽に集える場所をつくることを通じて、孤立を防ぎ、地域の「仲間づくり」「出会いの場づくり」「健康づくり」をするための活動です。

最近では、ご近所でお茶を飲む機会や立ち話など、ご近所同士がコミュニケーションをとることが減り、高齢者や子育て中の親同士が交流する場が少なくなっています。定期的集まることで顔なじみの輪を広げ、いきいきとした楽しい生活を送ることを目指しています。





## 地域の子どもを中心とした集いの場を作りたい



### 多世代交流

地域で暮らす子どもからお年寄りまでの様々な世代の方が、スポーツ大会や伝統行事などを通じて交流する機会をつくることで地域でのふれあい交流を進めることを目的にした活動です。

この活動を行うことで、高齢者の生きがいづくりや、子育て支援を地域ぐるみで行う気運が高まることも期待されています。

事業例：子どもがつなぐ地域の和事業、グラウンドゴルフ、ゲーム大会、とんど など



## 見守りの輪を広げたい



### あんしんカード

「あんしんカード」とは、一人暮らし高齢者等に、自宅で体調の変化などによる緊急事態が発生した場合に、親族や関係者への連絡がスムーズに行われるよう、本人の意思で必要な事項をあらかじめ記入しておくものです。記入したカードは、自宅の冷蔵庫の扉に貼っておきます。

もしもの時には、その場に駆けつけた方がカードに記入された連絡先に電話をするなどして活用します。カードの配布、利用推進については、各地区社協や福祉ネットワークなどの地域福祉団体が中心となって実施し、本人の同意を得た上で設置することとしています。持病や障害のある方等高齢者以外の方も対象としており、本人の同意があれば利用できます。

カードを渡すことで、地域で気になる方と上手につながるためのきっかけにもなります。

実施地区：思誠地区（地区社協が対象者にカードを配布）





## 高齢者の暮らしをしっかりと見守っていききたい



### 友愛訪問事業

地域のボランティア団体や民生委員、地区社協などの各種団体が協力し、75歳以上のひとり暮らし高齢者及び80歳以上の高齢者のみの世帯へ年3回訪問を行い、安否確認と併せて、弁当や品物などの配布を行っています。訪問により、地域で暮らす高齢者の不安を和らげ、孤立を防ぎながら、見守り支えあう地域づくりを推進しています。また、各地区のボランティア団体の活動の一つとして取り組んでいただくことで、地域の支え手がつながるきっかけとなっています。



## 地区住民の困りごとを把握し、活動につなげたい



### 支えあい（見守り）マップづくり

地区の中で「ちょっと気になる方」「支援が必要な方」と、そこに関わる社会資源（身近な支援者・集いの場など）の情報を地図上に落とし込み、そこから見えてきた助けあいの実態や福祉課題を把握し、その解決策を探るものです。

近年は全国各地で災害が多くなっているため、防災の取組と併せたマップづくりも有効です。

実施地区：足立、上市



## 地域で暮らす高齢者を見守っています ～独居高齢者宅戸別訪問事業～

各地区の民生委員や福祉委員等が、毎月1回を目安に、80歳以上で福祉サービスを利用していない独居高齢者宅を定期訪問し、安否確認を行っています。困りごとや相談を早期に受け止め、孤独感や孤立感を和らげるとともに、必要に応じて地域包括支援センターにつなぐなど、行政との情報共有を図ることで、高齢者が安心・安全に暮らすことができる地域づくりを進めています。



## 高齢者の暮らしを支えたい



### 買い物支援

地域の実情に合わせ、車での外出が困難な高齢者等（免許返納等により）を対象に、地域の支え合い活動として商業施設への買い物ツアーを実施しています。

実施地区：豊永、大佐（刑部・田治部）



### 給食サービス

高齢者や必要と思われる方を対象に、地域住民で手作りしたお弁当を地域ごとで定期的に（地区により2～28回/年）配布しています。

※無料もしくは200円程度の有償で実施（地区により回数や自己負担額の有無は異なります）

実施地区：哲多（大田・萬歳・本郷・宮河内）



## 地区全体に呼びかけて、福祉活動への意識を高めたい

### 広報誌

地域住民が福祉に関心を持ち、福祉活動への参加意識を高めてもらおうと、地区社協の目的や活動の様子を「地区社協だより」等で紹介し、定期的に発行しています。

実施地区：思誠、大佐5地区（大井野・上刑部・刑部・田治部・布瀬）、哲多（大田・萬歳）など

### 地域福祉研修会

小地域で助け合い・支えあいまちづくりの意識を高めることを目的に、地域住民が中心となってテーマを決め講演会や勉強会を企画し、実施する研修会です。

実施地区：大佐、井倉、草間、豊永、哲西など



## 地域で助けあうしくみづくりを ～地区社協ちょボラ活動～

「ちょボラ」とは「ちょっとしたボランティア」の略称です。支援が必要な方が、住み慣れた地域で生活できるよう、ちょっとした困りごとを隣近所で助けあい、支えあう活動です。具体的な活動例としては「ゴミ出しの手伝い」「電球交換」などがあります。



## 7. 活動するために助成金はあるの？

新見市社協では、地域福祉活動推進していくための活動助成金を地区社協等に助成し、活動支援を行っています。

### 1. 助成対象団体

地区社会福祉協議会

※福祉ネットワーク、地域振興福祉協議会、ふるさと振興協議会は地区社協とみなします。

### 2. 助成対象活動

地域福祉推進につながる活動費

- 活動例) ◆見守り・声かけ活動（定期見守り・声かけ訪問）  
◆ボランティア活動（給食サービス、ごみ出しボランティア活動）  
◆広報啓発活動（地区社協だよりの発行）  
◆ふれあい交流（敬老会、地域交流）  
◆学習活動（福祉連絡会、福祉座談会、勉強会、小地域福祉活動計画づくり）  
◆その他（他地区社協と連携した活動） など

### 3. 助成金上限・対象経費

助成金上限額	各地区ごとに前年度納付された社協会員会費の7割を上限に助成
対象経費	会議費（お茶代、会場使用料など）、消耗品費（事務物品、材料等）、通信運搬費（切手代、物品運搬時にかかる交通費等）、研修費（講師謝金、資料代等）、広報費（広報誌、チラシ作成代等）、備品購入費、諸費

※ 対象とならない経費

- ・積立金、繰越金
- ・他団体への協賛金・助成金・補助金
- ・宗教、政治活動に関する経費
- ・その他直接地域活動に要しない経費



## 8. 活動をするうえで個人情報はどうのように取扱えばいいの？

見守り活動、支え合い活動のためなど、地域福祉を進める活動には、その対象者等の個人情報が必要となってきます。

また、住民、民生委員、地区社協、関係機関・団体等がお互いに連携・協働することが、今後ますます不可欠となってきます。

プライバシーに配慮し、地域の実情に合わせた情報の収集、管理、共有に関する取扱い方を決め、本人の同意と理解を得たうえで、適切に個人情報を取扱うことが重要です。

住民同士の信頼関係の構築の観点からも、プライバシーに配慮しながら、地域福祉活動を進めていきましょう。

### 【個人情報保護法とは】

個人情報の保護に関する法律は、地域住民（消費者やサービス利用者）が安心できるように、企業や団体に個人情報をきちんと大切に扱ってもらった上で、有効に活用できるように共通のルールを定めた法律です。

### 【個人情報とは】

生存する個人に関する情報であって、氏名、生年月日、住所等により、特定の個人を識別できるものをいいます。

### 【個人情報保護法の対応すべき4つのルール】

#### ①個人情報の取得・利用の際

- ・名簿の利用目的を具体的に特定して、その範囲内で利用する
- ・利用目的をお知らせする(公表する)

#### ②名簿などの個人情報の管理・保管

- ・情報が漏れないように安全に管理する

#### ③個人情報の第三者への提供

- ・第三者に提供する場合は、あらかじめ本人の同意を得ておく
- ※第三者に提供した場合や、第三者から提供を受けた場合は、そのことを記録しておく

#### ④情報開示の対応

- ・本人から開示等の請求があった場合は対応する。
- ・苦情、問い合わせに丁寧に対応する。

※詳細は、個人情報保護法・ガイドラインをご参照ください。

# 地区社会福祉協議会モデル規約

## 〇〇地区社会福祉協議会規約

### (目的)

第1条 〇〇地区社会福祉協議会（以下、「本会」という。）は、誰もが安心して暮らせる地域づくりを目指し、地域住民が助け合い、協力してお互いの健康と社会福祉の増進を図ることを目的とする。

### (組織)

第2条 本会は、〇〇地域に在住する住民を対象として組織し、別表に掲げる関係者及び各種団体の代表者（以下、「運営委員」という。）により運営する。

### (活動)

第3条 本会は、第一条の目的達成のため次の活動を行う。

- (1) 地域の福祉課題の発見
- (2) 福祉課題に対応した活動の計画と推進
- (3) 見守り・支えあい・ふれあい交流活動の推進
- (4) 研修会等の実施
- (5) ボランティア活動の推進
- (6) 広報啓発活動
- (7) その他本会の目的達成のために必要な活動

### (部会)

第4条 本会は事業の円滑な推進を図るため、部会を置くことができる。

- 2 部会の設置は役員会において決定する。
- 3 部会には部長1名、副部長1名を置く。
- 4 会議は部長が招集して、議長を務める。

### (役員)

第5条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 〇名
- (3) 理事 〇名
- (4) 書記 〇名
- (5) 会計 〇名
- (6) 監事 〇名

- 2 役員は、総会において互選により選出する。
- 3 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 役員に欠員が生じたときの補充の任期は、前任者の残任期間とする。

(顧問)

第6条 本会に顧問を置くことができる。

(役員の仕事)

第7条 役員の仕事は、次のとおりとする。

- (1) 会長は本会を代表し、会務を統括する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
- (3) 理事は、会務の運営及び事業の遂行にあたる。
- (4) 書記は、庶務を処理する。
- (5) 会計は、会計事務を処理する。
- (6) 監事は本会の会計並びに会務の状況を監査する。

(会議)

第8条 会議は、総会及び役員会とする。会議の議長は会長が務める。

- (1) 総会は、別表に掲げる運営委員をもって構成する。
- (2) 役員会は、第5条の役員をもって構成する。
- (3) 会議の議事は出席者の過半数で決し、可否同数の場合は議長が決する。

2 会議は定数の過半数の出席がなければその会議を開くことが出来ない。

ただし、総会についてはあらかじめ委任状を提出した者は出席したものとみなす。

- 3 総会は活動計画並びに予算に関する事活動報告及び決算に関する事を決定する。また、その他本会の運営に関する重要な事項を決定する。
- 4 役員会は活動計画ならびに活動報告の立案、予算案と決算案を審議決定する。また、その他に本会の運営に必要な事項についても審議、決定をする。

(連携)

第9条 本会は、新見市社会福祉協議会または関係機関、団体等との連携を十分図り、本会の円滑な運営及び活動の充実に努めるものとする。

(会計)

第10条 本会の収入は助成金、寄付金、事業収入、その他の収入をもってこれにあてる。

2 本会の会計年度は毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(個人情報保護)

第11条 本会の活動を推進するために必要とされる個人情報の取得や利用、管理については、適正な管理・運用を行うものとする。

(その他)

第12条 この規約に定めるもののほか、運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、平成〇〇年〇〇月〇〇日から施行する。

(別表)

第2条に定める運営委員は次のとおりとする。

民生委員児童委員・主任児童委員	〇名
福祉委員	〇名
愛育委員	〇名
栄養委員	〇名
婦人会	〇名
老人クラブ	〇名
小学校保護者	〇名
中学校保護者	〇名
認定こども園保護者	〇名
地域振興会	〇名
地域活動者	若干名

## 用語解説

---

### ■ 民生委員児童委員、主任児童委員

民生委員は、厚生労働大臣から委嘱され、それぞれの地域において、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努めるという役割を担い、児童委員を兼ねている。児童委員は地域の子どもたちが元気に安心して暮らせるように、子どもたちを見守ると共に、子育ての不安や妊娠中の心配ごとなどの相談・支援等を行うという役割を担っている。中でも「主任児童委員」は、児童に関することを専門的に担当し、児童委員からの連絡・相談を受けながら、広く担当地区内の児童福祉に関わる活動に取り組む。

### ■ 地区総代

行政と地区との連絡・調整や福祉増進等の推進役として、おおむね行政区ごとに一人選出される役のこと。

### ■ 愛育委員

自分たちの住んでいる地域が、乳幼児から高齢者まですべての住民にとって健康で明るく住みよい地域にするために、愛育委員会に属し、行政と協力しながら活動している健康づくりボランティアのこと。

### ■ 栄養委員

「私達の健康は私達の手で」をスローガンに、市民一人ひとりが豊かな人生を過ごせるよう、食生活改善運動や健康づくりのための運動普及活動を行っている地域の健康づくりボランティアのこと。

### ■ 地域振興会

小学校区及び行政区などの区域単位の住民により構成された住民主体の組織のこと。各種地域行事や地域の活性化などのまちづくりを推進しており、健康づくりや交通安全、季節行事や環境保全、スポーツ振興など、地区ごとに様々な取り組みをしている。

### ■ 婦人会

地区ごとに集った女性達によるボランティア組織のこと。男女共同参画や青少年の健全育成、食文化の伝承や健康づくり、地域福祉の増進などの地域に根ざした幅広い活動を行っている。

## 用語解説

---

### ■老人クラブ

老人福祉法第13条に示される、地域を基盤とする高齢者の自主的な組織で、仲間づくりや生きがい、健康づくりのための様々な活動に取り組みながら、その知識や経験を活かした社会活動や地域貢献を通じて、明るい長寿社会の実現を目指す団体のこと。概ね60歳以上の高齢者を対象としている。暮らしに身近な小地域単位の集まりから、市町村・都道府県・全国単位でも組織を持ち活動している。

### ■公民館と市民センター

公民館とは、社会教育法に定められる施設のことで、地域住民の生活に密着した様々な講座や講演会などの生涯学習の機会の提供や、地域の様々なサークル活動や団体の交流と学びを促進する場として設置されているものである。おおむね1小学校区を単位に設置され、地域住民の活動拠点として、様々な機会を活用されている。

一方、市民センターとは、住民票や税務関係などの証明書類の発行など、行政サービスを市民の身近な場所で提供するために置かれる施設であり、公民館と兼ねて設置されている。

### ■社協会員（社協会員会費）

社協会員とは、社協の事業や目的を理解し会費を納めることによって、地域福祉活動の推進や充実に支援する方のこと。納められた会費（社協会員会費）は、各地区において地区社協やボランティア団体等が実施する地域福祉活動の活動費に充てられるほか、新見市社協では心配ごと相談の実施や福祉委員の設置推進、小・中・高校生の夏のボランティア体験の実施や広報誌発行費用として活用されている。

新見市社協が設定している会費の種類には、普通会費（一口千円各世帯ごと）と賛助会費（一口3千円以上を納めた個人等）と特別会費（一口5千円以上を納めた企業や団体等）があり、いずれも毎年7月1日から7月31日の1ヶ月間（期間を過ぎても随時受付可能）の期間を設けて募集している。

---

## ■ ふれあいいいきサロン

地域に暮らす誰もが気軽に参加できる、ふれあいや仲間づくりを目的とした交流の場のこと。月1回程度、身近で通いやすい集会所や個人宅などで開催される。特に新見市社協では、高齢者を中心とした交流、介護予防の場として推進している。また、障がい者や子育て世代の集いの場については「ひだまりサロン」という名称で設置推進しており、どちらもふれあいや仲間づくりを目的としている。

## ■ 共同募金（赤い羽根共同募金）

日本の募金活動の一つであり、募金をしたときに赤く染めた鳥の羽根がもらえることから、「赤い羽根共同募金」とも呼ばれている。毎年10月1日から12月31日の期間中、全国一斉に行われる。集められた寄付金は、社会福祉協議会や様々な福祉団体・ボランティア団体からの助成要望に基づき、高齢者や障がい者、子ども達を支援する福祉活動や、地域の福祉課題の解決に取り組む事業や団体に対して配分される。そのため、地域ごとに福祉課題の解決に必要な使い道とその金額を事前に定めてから実施される「計画募金」であり、募金を実施する際に目標額を示している。

募金方法も様々で、各地区の地区総代等を通じて各戸に依頼する「戸別募金」や、企業や官公庁にお勤めの方に依頼する「職域募金」、小・中・高校生にお願いする「学校募金」、街頭で寄付を呼びかける「街頭募金」などがある。近年は、募金グッズ（ピンバッジや文具、日用品など）や図書カードなどのプリペイドカードによる募金も実施されている。


## ■ ノーマライゼーション

障害の有無に関わらず、誰もが当たり前の暮らしを当たり前にするようにすることや、それが本来の望ましい姿であると捉える考え方のこと。そのために福祉環境を整えるなど、社会が変わっていくことやそのための運動・施策も含まれる。

## 地域福祉活動ガイドブック

---

発 行 2018年 8月

発行者  社会福祉法人 新見市社会福祉協議会

〒718-0016 新見市金谷 640-1 (新見市地域福祉センター内)

☎ (0867) 72-7306 / 📠 (0867) 71-2088

大佐支所 〒719-3503 新見市大佐小阪部 1469-1 (おおさ総合センター内)

☎ (0867) 98-3119 / 📠 (0867) 98-2000

神郷支所 〒719-3611 新見市神郷下神代 3946 (地域福祉センター内)

☎ (0867) 92-6677 / 📠 (0967) 92-6675

哲多支所 〒718-0303 新見市哲多町本郷 246-4 (新見市役所哲多支局内)

☎ (0867) 96-3111 / 📠 (0867) 96-3222

哲西支所 〒719-3701 新見市哲西町矢田 3604 (きらめき広場・哲西内)

☎ (0867) 94-3333 / 📠 (0867) 94-2117

---